

## 初任給、昇格、昇給等に関する規則

〔平成 18 年 10 月 30 日〕  
規則 第 5 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 7 年北但行政事務組合規則第 19 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号）において準用する豊岡市職員の給与に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 51 号）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等は、豊岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 17 年豊岡市規則第 39 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 7 年北但行政事務組合規則第 19 号）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則の相当規定によりなされたものとみなし、期間は、通算する。